

奨学金継続手続きに関するよくあるご質問（FAQ）及び今後のご案内 （貸与・新給付・旧給付共通）

Q1. スマートフォンやタブレット等での提出（入力）は可能ですか。

A1. 提出（入力）できます。インターネット環境が整っていればどこからでも提出（入力）可能ですが、ブラウザによっては入力できない場合もあります（下記参照）。

「奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム): Windows 8.1、Windows 10、iOS 11 以上、AndroidOS 8.0 以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト): Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome

※ Android は Google Chrome、iOS は Safari にのみ対応しています。

※ OS: Mac 系、ブラウザ: Firefox や PC 版 Google Chrome 等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

Q2. 次年度から奨学金は不要なので提出（入力）しなくてもいいですか（貸与・旧給付の場合）。

A2. 必ず提出（入力）が必要です。

継続意思の確認画面で「奨学金の継続を希望しません」と入力することで3月分の振込をもって貸与終了（辞退）となります。貸与終了に伴い、5月以降（予定）に返還手続きの書類が送付されます。日本学生支援機構から書類が届きましたら担当者から連絡します。重要な書類ですので窓口まで受け取りに来てください。

※ 新給付奨学金の場合は辞退することができません。「本人都合による停止（4月以降）」を希望する場合は「給付奨学金の継続を希望しません」を選択してください。「本人都合」とは、他財団から給付を受給している者又は他の国費を受給している者を指します。

※ 現在「停止」中の者で引き続き4月以降も「停止」の場合は、「給付奨学金の継続を希望します」を選択してください。

Q3. 「廃止」と「辞退」では、どのように取り扱いが異なるのですか。

A3. 「廃止」とは、取るべき手続きを行わず強制的に奨学金が終了となることです。

「辞退」とは、本人の意思で辞退手続きをとったことで奨学金が終了となることです。そのため、同じ終了でも取り扱いが異なり、「廃止」は今後の手続き等で不利益となる場合もありますので、必ず取るべき手続きを行うようにしてください。

Q4. 休学を考えているのですが、継続手続きはどうすればいいですか。

A4. 手続きの必要性は、休学する時期により異なります。今年度の途中から休学する場合は、継続手続き（提出（入力））は不要です。

次年度から休学する場合は、継続手続き（提出（入力））が必ず必要です。提出（入力）の際に復学後も奨学金が必要な方は、継続意思の確認画面で「奨学金の継続を希望します」と入力してください。誤って「希望しません」を選択すると「辞退」として処理され、復学後に奨学金の復活ができなくなります。なお、休学希望者が学部事務担当者へ「休学届」を提

出する際に関係部署の確認印が必要ですが、奨学金関係では「休学に伴う休止手続き」が「継続手続き」とは別に必要となりますので、「休学届」を持参のうえ、奨学金窓口までお越しください。

Q5. 次年度に他大学へ編入学します。奨学金は継続したいのですがどうすればいいですか。

A5. 継続手続きでは「奨学金の継続を希望します」を選択してください。なお、編入学希望者は別途手続きがありますので、印鑑を持参のうえ2月末までに奨学金窓口へお越しください。

Q6. 親の収入書類で源泉徴収票等がない場合はどうすればいいですか。

A6. 役所で発行される「所得証明書」等で金額を確認してください。

Q7. 転職や退職をしたが、収入金額はどうすればいいですか（貸与の場合）。

A7. 継続手続きでは審査を行わないため、必ずしも1年分の金額を入力する必要はありません。前職の金額であっても所得証明書等（源泉徴収票や確定申告書でも可）に記載されている金額を入力いただいても構いません。

Q8. 奨学金窓口へ提出する書類はありますか。

A8. 貸与奨学生は提出する書類はありません。

旧給付奨学生は下記書類（写し）を提出してください。

① 生計維持者の市区町村民税（非）課税証明書（自宅通学生、自宅外通学生）

所得割が課税されているかどうか確認するため（金額の箇所が*（アスタリスク）は不可）。

※ 2019年度以降採用者で、申請時に生計維持者のマイナンバーを提出済の場合は提出不要。ただし、「継続願」入力時に生計維持者に変更が生じた場合は必要。

② 住民票（自宅外通学生のみ）

<生計維持者と住民票住所が異なる場合>

生計維持者の住民票（謄本）及び奨学生本人の住民票（抄本）

<生計維持者と住民票住所が同一の場合>

生計維持者の住民票（謄本）及び奨学生本人の公共料金の請求書等（コピー）

※ 生計維持者が別々に住んでいる場合（単身赴任等）はそれぞれの住民票が必要。

新給付奨学生は「適格認定学修状況届」を提出してください。

Q9. 登録している情報に変更があります。どうすればいいですか。

A9. 本人の電話番号、住所は継続手続きの入力画面で変更できます。

※ 文字を含む入力箇所では、英数は全て大文字入力となります（半角不可）。

※ 給付奨学生及び第一種貸与奨学生で、通学形態（自宅→自宅外・自宅外→自宅）に変更する場合は至急、奨学金窓口にお越しください。

※「連帯保証人」、「保証人（人的保証）」及び「本人以外の連絡先に登録している方（機関保証）」の住所変更の場合は、継続手続きの提出（入力）を済ませてから奨学金窓口にお越しください。

※ 電話番号（本人以外）、メールアドレス、勤務先の変更は、貸与中に変更することができません。貸与終了後にスカラネット・パーソナル等により変更してください。

今後のご案内

- (1) 入力内容に不明な箇所がある場合や、貸与奨学生で本人の収入と支出の差が一定以上（学部生 36 万円以上、大学院生 45 万円以上）ある場合は、奨学金担当者からメール等により対象者へ連絡します。2 月以降に連絡しますので必ずご返答ください。
- (2) 貸与奨学生で、本人の収入と支出の差が一定以上（学部生 36 万円以上、大学院生 45 万円以上）ある場合は、日本学生支援機構に報告のうえ 5、6 月以降に減額指導の面談を行います。面談は奨学金窓口又は電話で行います。
- (3) 奨学金は、通常 11 日（金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日）に振り込まれますが、例年 4 月及び 5 月は遅れての振り込みになりますのでご注意ください。
なお、給付奨学金と貸与奨学金の振込日は同じです。

（参考）日本学生支援機構 WEB サイト「奨学金振込日カレンダー」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html